

千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、平成30年12月14日に「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）が公布され、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直された。

漁業法（昭和24年法律第267号）の一部改正に伴い、本規則（昭和28年千葉県規則第80号）について、引用している条文に条項ずれが生じたため、そのほかの所要の規定の整備と併せて一部を改正する。

2 改正内容

- ・第1条第14号について、漁業法の条項ずれに係る規定の整備
- ・第22条の2について、元号の改元（平成→令和）に係る規定の整備（条例内容の変更はなし）

3 施行期日

令和2年12月1日